

主月税連

日税連執行部との懇談会

「税理士法改正」に関して白熱した議論

July.15.2010 No. **156**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159

No.156 JULY.15.2010

Content

会長退任挨拶 ————— P.3~4

税理士法改正・政権交代による影響への対応

会長 坂田 覚

法対情報 税理士法改正に向けて ————— P.5~7

法対策部長 市木 雅之

日税連執行部との懇談会 ————— P.7~10

税理士法改正問題を主題に懇談

神奈川大会へのお誘い — P.11~12

Let's Enjoy in KANAGAWA

神奈川大会スケジュール

2010年8月7日(土)

新横浜プリンスホテル

| | |
|-------------|-----------------|
| 12:00 | 受付 |
| 13:00~14:30 | 講演会「What's 日税連」 |
| 14:45~17:15 | 第43回定時総会 |
| 17:45~20:00 | 懇親会 |

神奈川大会実行委員

| | |
|-------|--------|
| 実行委員長 | 城田 英昭 |
| 事務局 | 半田 茂 |
| 会計 | 大沼 はるみ |
| 講演会 | 清 久人 |
| 懇親会 | 安藤 匡 |
| 総務 | 大沢 優子 |

全青税ホームページアドレス <http://www.aozei.com>

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会 | 長 | 退 | 任 | 挨 | 拶 |
|---|---|---|---|---|---|

税理士法改正・政権交代による影響への対応

会長 坂田 覚 (東京)

I はじめに

会員の皆様におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので盛会のうちに終了した名古屋大会から時が過ぎ、退任のご挨拶を申し上げる時期となりました。一年間を振り返ると、昨年8月には衆議院選挙において民主党が大勝し、歴史的な政権交代が行われました。また、税理士業界に目を移すと、日本税理士会連合会は、昨年11月に「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台（以下「PTタタキ台」という。）」を公表し、会員に対して意見募集を行いました。今年度の活動のキーワードはまさに『政権交代』『税理士法改正』であり、数年先の大改革を見据えたうえでの土台作りだったのではないかと感じています。

そのような社会環境のなか全国青税が行ってきた取り組みについて、活動の概要を以下において述べさせていただきご挨拶とさせていただきますと思います。

II 税理士法改正について

税理士法改正についての対応

は、今年度の最重要課題でした。就任当初より日税連において秋頃を目途に「PTタタキ台」が公表されることが分かっていたため、その準備が必要となりました。既に全国青税では、日税連制度部における検討内容について把握していたため、まずは、昨年度に設置した税理士法改正特別委員会を議論の場として、各項目の検討を行いました。なかでも委員の意見が分かれたの



が試験制度改革についてです。二段階方式適用の有無に始まり、必須合格科目、試験科目の精査まで様々な意見が飛び交いました。最終的には、一定の結論に至りましたが、まだまだ検討が必要であり、日税連における議論の動向も踏まえたうえで意見表明を行うべきであるとして理事会報告のみとして取り扱うことにしました。「PTタタキ台」が公表される前の対応としては、日税連に対して「税理士の使命」「公正な資格取得制度」の2項目は、次期税理士法

改正の絶対的改正要望項目であるとして意見書を提出しました（平成21年9月提出）。

「PTタタキ台」に対する意見表明については、まずは公表前にどれだけ日税連PTにおける議論の経過をキャッチできるのかがポイントになりました。この点におきましては、本当に多くの会員方よりご情報を頂き感謝しております。頂いた情報をもとに、各单位青税に対して改正項目についての検討を依頼し、幅広い意見の中で我々の目指す税理士制度の方向性について協議を行ってまいりました。その後、PTタタキ台が公表された直後の全国青税12月理事会において、法対策部において作成した意見書案をもとに検討を進めていくことができました。日税連執行部との懇談会での議論を通して問題点の再確認を行い、全国青税2月理事会にて理事会承認のうえ提出に至りました（平成22年3月提出）。内容としましては、税理士制度は国民に対して『信頼と安心』を与える制度設計であるべきであり、そのためには「使命の明確化」「信頼される資格取得制度の確立」「税務官公庁からの独立性の確保」「代理権限の拡充・強化」が必要であるとして17項目について意見表明を行っていますので、HP又は総会資

料にてご覧いただきたいと思
います。

Ⅲ 税制改正について

税制改正については、政権交代の影響により税制改正プロセスの透明化が図られ、またマネーフレストに掲げられていた「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度」が廃止されました。各省庁による意見募集、陳情一元化など新しいルールが設けられたことにより、全国青税としても従来と異なる対応が必要となりました。なかでも印象的だったのが、政府税制調査会に提出した意見書を受け取ることが出来ないとして内閣府より連絡を受けた時でした。さらに政権交代後ということもあり国会陳情の実施も困難な状況となり、どのように全国青税の意見を表明していくのかを苦慮しながら活動しておりましたが、会員の皆様からの多くの情報提供を参考にその都度取り組むことが出来たのではないかと考えています。

平成22年度税制改正大綱は、今後の抜本的な租税制度改革を予感させるものとなっています。特にオーナー課税による二重控除問題については、新たな措置を講じるとの記載があり、どのようなスキームにて提案があるのか注目されます。

今後も全国青税としては税制改正に向けた政府における論点整理を注視し、いち早く対応していくことが求められます。そこで個別税法を含めた税制全般を網羅的に検討する必要があるとして、「平成23年度税制改正要望書」をとりまとめ、日本税理士会連合会に提出しました。

Ⅳ 退職国税職員に対する顧問先幹旋行為廃止について

長年、全国青税が主張してきた国税当局による「退職国税職員に対する顧問先幹旋行為」が廃止されました。この問題を正面より直視し、反対運動をしてきた全国青税にとっては忘れることの出来ない年度になりました。不公平な制度が廃止されるためには、国民の声以外にも、色々なきっかけ、要素が必要になるのだらうと思います。今回の幹旋行為の廃止については、政権交代が影響したのでしょうか。税理士法改正についても同じことが言えるかと思いますが、不合理、不公正な制度については、やはり問題提起として主張を続けていかななくてはならない。言わなければ何も変わらない。顧問先幹旋廃止の問題を通して、正しいことを主張し続けていくことの大切さを学ばせて頂きました。

Ⅴ 国際交流について

今年度は、国際部設置元年となりました。当連盟の国際交流の歴史は、古くは昭和48年に実施された欧州視察に遡ります。その後、近年においては韓国税務士考試会との交流を中心に活動を行い、韓国税務士考試会との交流も友好協定10年を迎え記念すべき年度となりました。今後もより会員の皆様に交流の素晴らしさを享受して頂きたい、本年10月に韓国税務士考試会の方にお越しいただき研修会を開催する運びとなりました。是非ともご参加のほどお願い申し上げます。また今秋には、「国際

交流の歴史」として創立以来の国際事業の流れを記念CDにて発刊する予定ですのでご覧いただきたいと思
います。韓国との交流のみならず、今春、約20年ぶりにドイツ視察を企画しましたが、アイスランド火山噴火の影響により直前中止となり残念な結果に終わりました。しかし視察に至るまでの研究やノウハウについては当連盟の財産として引き継いでいきたいと思
っております。

Ⅵ おわりに

一年間の活動を通して今年度は、当連盟が代々持ち続けそして築きあげてきた崇高な理念の大切さを強く感じさせる年度であったと思
います。信念の強さが国税当局による「退職国税職員に対する顧問先幹旋行為廃止」という成果に繋がりました。今後も、青税精神のもと崇高な理念を絶え間なく追求して行くことを期待します。

上記以外にも報告させていただくことはありますが、詳細は総会における事業報告に譲ることといたします。ここまで会員の皆様のご支援並びにご協力により、全国青税一丸となり多岐にわたる活動に取り組んでいくことが出来ました。心より感謝申し上げますとともに次年度執行部に対しましても変わらぬご愛顧を賜りますよう強くお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

税理士法改正に向けて

法対策部長 市 木 雅 之



1. はじめに

税理士法が平成13年に改正されてから8年が経過し、比較的最近では規制改革会議答申や公認会計士試験の変更など税理士業界を取り巻く環境に変化がありました。

このような状況の変化の中で、日税連では「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」(以下「PT」)を組織し、次なる改正に向けて「タタキ台」が昨年11月25日に公表され、会員の皆さまもご覧になった方が多いことと推察します。

法対策部では坂田会長及び各単位青税の意向も受けつつ、税理士制度対策委員会を中心にタタキ台に対する意見書を作成し、足掛け5ヶ月に渡って作り込んだものが2月横浜理事会にて承認を受けました。

本稿では、タタキ台に対して全青として行った検討と行動、そして私自身の若干の考察を含めて書かせていただきたいと思います。

2. 税理士法改正の方向性

税理士法改正の大きな方向性はタタキ台の「序文」に記載されています。つまり「国民の利便、利益、安全等に適うものであること」から、国民の立場に立って行うこととされていま

す。利便、利益、安全は必ずしも相反する概念ではないと思いますが、そのバランスが重要で、利便性のみを追求すれば「税理士を粗製乱造する」ことになりかねず、それでは納税者の権利(利益)を護れないことから、安全性が乏しくなります。

議論の際には利便性のみを固執せず、大きな方向性は「納税者の権利擁護が達成できるか」という観点からタタキ台各項目の点検を行い、意見をまとめました。具体的には第一に使命の明確化、第二に信頼される資格取得制度、第三に税務官公庁からの独立、第四に代理権限の拡充・強化といえるでしょう。

3. 使命条項

そもそも税理士制度が国民のためにある以上、税理士法改正に当たっては「真に国民のための税理士制度の確立」という理念がその根底に流れておらねばなりません。前回改正の際の最大の積み残しは、使命条項に手をつけなかったことだといえるでしょう。

今回の改正は冒頭から「使命条項には手をつけない」ことが暗黙の了解でスタートしたと聞き及んでいます。税理士がどのような立ち位置で業務を行うべきなのか、これは使命条項によって明確にしておく必要があります。現在の使命条項の書き

方では、あたかも「税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場」との解釈を生じさせ、納税者の代理人として業務を行うべき税理士の基本的な立場を曖昧にしていると言わざるを得ません。

4. 税理士の資格取得

周知のとおり、税理士資格取得方法は均一ではありません。これには税理士制度黎明期の歴史的な経緯もあり、私自身「免除者(一部科目免除も含めて)には税理士の資質がない」とまでは思いません。しかし、公認会計士試験や司法試験がそうであるように、全資格者が同じハードルを越えている方が資格に対する信頼や資質検証の均一性が保たれていることは自明でしょう。

現在、税理士資格が自動付与される隣接職種の資格者等についてみると、実質的には税理士としての資質の検証が済んでいないケースがあります。特に公認会計士は新試験制度が導入され、その合格率が高く、その反面税理士試験は難易度が高いことから、税理士試験専門学校へのアンケートでも、税理士志望者に対して公認会計士試験を勧めるケースが増加しているという結果だったと聞いています。新試験に「租税法」が導入されたとはいえ、その難易度及び合

格率を双方検討するに、税理士試験とは差があると言わざるを得ません。

このような事態が国民の安全性の見地から放置してよいわけはなく、タタキ台が法第3条第1項第3号及び第4号及び同条第2項を削除するという方向性には賛成できるものでした。

では隣接資格者は何科目免除なら良いのか（何科目合格を求めるのか）、という判断は難しいところですが、ゼロと1との違いを考えると、現在タタキ台の示している「最低1科目」でもその目的はある程度達成できるのかもしれない。

なお、全青ではこの議論の過程の中で税理士試験を2段階選抜方式に改めることを求める意見も有力で、PT内部でも現行方式か2段階選抜方式かの議論には相当時間が費やされたと聞いています。

税務官公署等行政実務経験者について税法免除を与える必要はないでしょう。強いて言えば法第8条第1項第4号及び第6号については合理性が認められなくもないのですが、同条第5号、第7号、第8号、第9号については合理性が認められません。特に同条第10号の指定研修終了による会計科目免除については、公平性・透明性の観点から著しく不合理であり、「一層の充実及び透明性の促進を図る」のではなく廃止すべきでしょう。

5. 研修受講の義務化

研修の義務化については賛否双方あり、義務化にそもそも反対する意見、義務化に賛成する者でも法による義務化には反対

（会則による義務化で十分）する意見など、相当意見が分かれました。

税理士資格はその入り口段階でそもそも不均一ですが、そうであればこそ、納税者に対しては税理士を名乗る者は一定水準以上の能力を持った者の集団として用意しておく必要があります、それが資格制度の安全性であり信頼なのでしょう。

そのために資質を維持するための措置が必要であろうと、ずっと以前から思っており、私自身は研修の義務化（資格更新制度を含みます）に賛成する者でした。このことは近畿青税京都支部の支部長をしていたときから言い続けてきたことでもあります。

法による義務化までは行うべきではなく、会則による義務化で十分ではないかとの見解も多かったのですが、会則の「努力義務」での達成率の低さ（近畿税理士会で3割前後）を見ると、会則による義務化では努力義務とさほど差がありません。会則上の処分に十分な実効性が伴うのであれば会則による義務化でも十分かと思いますが、現状ではやはり法による義務化に踏み切らざるを得ないのではないかと思います。

もちろん、集合研修に限定されている研修制度には修正が必要です。通常、業務を行っている税理士にとって、集合研修以外に実際に自己研鑽に充てている時間を含めれば年間36時間程度など優に超すものと推察されますので、研修制度の利便性を図り、また自己研鑽部分をきちんと拾い上げる手法を模索する必要があります。

6. 補佐人制度

補佐人制度については今回タタキ台には触れられていません。同制度は前回改正時に導入されましたが、本人訴訟に対して補佐人となることが出来ない仕組みになっています。前回改正の議論の際も、法案成立直前まで「本人又は」訴訟代理人とともに出廷することが出来る旨の記載があり、本人訴訟でも補佐人になることが出来る予定でしたが、法改正に至る最後の段階で「本人又は」が削除されたのを記憶しています。

本人訴訟の補佐が出来なければ、例えば資金が乏しく弁護士に委嘱できない納税者は、課税庁の処分に対して異議を唱えることを諦めるケースが生じ、誤った処分があったとしても、闇から闇に葬られる温床になる可能性があります。

税理士全員が補佐人たる資質を有しているとは思いませんが、補佐人については資格内資格を設定したり、補佐人研修受講を義務付けたりするなどの方策も取ることができたものの、結局「本人又は」が削除され、現在に至っています。

この点はタタキ台にはない項目ですが、全青として意見をしておく必要があると考え、意見書にも盛り込むこととしました。

7. 終わりに

結びにあたり、3つのことを書かせていただきたいと思います。

まず、意見書は日税連宛に提出しましたがこれで終わりではなく、まだ税理士法改正は始まったばかりであることをご認識

いただきたいことです。6月24日の日税連理事会においてPTの取りまとめた意見が「税理士法改正に関する意見(案)」(以下「PT案」)として報告されました。次年度以降、このPT案を中心に、対外的な折衝やPT案の検討など税理士法改正に向けての動きが活発化してくると思います。隣接業種の動向や金融庁を中心に組織されている公認会計士制度に関する懇談会の動向にも注視しながら、法案を作成して国会を通して初めて税理士法改正となります。従って、全青としても意見書を出したから終わりではなくて、

今後の状況に応じて臨機応変に対応をしていかなければならなりません。

次に、以上書かせていただいた内容は、意見書の内容のごく一部ということです。意見書は全21ページに及び、既にご覧になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、全青総会議案書と併せて配布する予定と聞いていますので、お手元に届きましたらぜひご一読いただきたいと思えます。

最後に、全青における税理士法改正の議論は何も最近始まったものではなく、数年前から次なる税理士法改正に向けて議論

を始めており、また近畿青税でも私の所属する京都支部でも一昨年から議論をスタートさせていました。そのおかげで、今回の意見書作成にあたっては、各単位青税で比較的スムーズに議論を進めていただくことができました。今回、一つの集大成として意見書になりましたが、ここに関わってくださった多くの方がいます。末尾になりますが、その全ての方に感謝申し上げ、結びとさせていただきます。

ありがとうございました。

日税連執行部との懇談会

21.12.9

日本税理士会館

『税理士法改正』問題を主題に懇談



懇談会で挨拶する
池田日税連会長

去る平成21年12月9日、日本税理士会館において日本税理士会連合会(以下「日税連」という)執行部との懇談会が開催された。日税連からは池田隼啓会長、川松保夫副会長、宮田義見専務理事、高田住男専務理事、

櫻井英二雄専務理事、神津信一専務理事、松原弘明税理士法改正PT委員(制度部長)小林健彦税理士法改正PT委員の8名が出席された。全青税からは、坂田覚会長他21名が出席した。始めに開会の挨拶の後、池田日

税連会長と坂田会長より挨拶があった。懇談会は「税理士法改正に関するPTによるタタキ台」を主なテーマとし、全青税側からの質問に日税連が回答する形式で意見交換が行われた。以下その要旨である。



懇談会で挨拶する
坂田全青税会長

池田日税連会長挨拶

税理士法改正タタキ台のはじめでの意見交換会です。税理士法改正は税理士会が決めるのではなく最終的には国会の場で決めます。国会が8月30日に政権交代し、税制改正大綱についてもプロセスが変わる中で税の専門家としてどのような位置づけで整理して行くかを議論していく中で税理士法改正も議論して行きたい。国民から理解され、国民の利便性など、国会を通すためには緊急性、生命財産に関わる問題で無ければ議論できない。そうしますと7万人の税理士制度が早急に審議されるとは考えられないが、我々が要求している事は、緊急性、生命財産に関わることであります。司法制度改革では法曹界人口1年間に3000人合格者を出し、5万人を目指し、公認会計士の試験制度が数年で2回も改正があり、公認会計士制度も5万人体制を目指している。その中で税理士制度にも極めて影響がある。それは3条問題である。人口が増えるという職域の侵害という問題ではない。税理士業務を行うのに十分な検証を受けているのかどうかということである。そういうことを考えると3条問題

をもう一度考える必要が在る。そういうところから税理士法改正の議論となる。しかしそこだけだと国民に理解を得られないため、その他改正すべき点を制度部で検討してもらった。さらに議論を進めPTを立ち上げ、タタキ台を公表し、7万人の税理士から要望を頂きたい。

坂田会長挨拶

政権交代し税制改正は興味を持っているが今回は税理士法改正のタタキ台についてお聞きしたい。特にタタキ台には国民の立場に立った議論と書かれているがその点を中心に議論を進めて行きたい。青税としては3月末に意見書という形で提出したい。今回の趣旨はタタキ台の内容、趣旨等確認したいことをお聞きしたい。

税理士の資格取得について

全青税 公認会計士・弁護士についての自動資格付与について、法3-4-3、4廃止について、公認会計士は会計の専門家、弁護士は法律に関する専門家であるので、それぞれ検証を受けてない科目を検証すべきなのにそれぞれ1科目の検証で良いとなった経緯は。

日税連 大学院の修士については、修士論文を書くことで、税法1科目、会計学1科目としている。今回そこは変更しないので、弁護士、会計士の人も実務的経験があるので1科目でも良いとなっている。本来はそれぞれの科目を受験

して頂きたいのが本音だが、大学院修士と均衡を保つために1科目としている。

全青税 法3-1-4の削除を求めるのか、経過措置を求めているのか。

日税連 業界問題で改正が困難になると懸念されるため、原則論で議論できれば良いが、最低でも経過措置で検証して行きたい。

全青税 特別研修のイメージとして、研修の期間、内容、実施の頻度など試験合格と同程度となっているがPTの中ではどのようなイメージなのか。

日税連 税務管公署の指定研修の内容と同じようなもので期

間はそれよりも短いものと考えている。

全青税 13年改正は法律施行まで周知期間が1年近くあったので、特別研修という経過措置を設けなくても良いのでは。

日税連 既得権みたいなものがあるので、ある程度猶予期間が必要であると考えます。

全青税 法改正要望として、経過措置としての法改正要望という方法があるのか。

日税連 PTの意見として経過措置になった。

全青税 経過措置が通った場合、経過措置でなくなってしまふ懸念があるが。

日税連 そういう考え方になるかもしれないのでご意見として提案してほしい。

全青税 法3-1-3. 4削除の実現可能性は。

日税連 努力しています。

全青税 試験について、応用能力を求める試験内容にするとあるが、新司法試験みたいなものを予定しているのか。

日税連 実務を中心とした試験を考えている。

全青税 資格取得の項目が最重要項目か。

日税連 資格取得が1番時間をかけて検討している。

全青税 実務修習制度の創設について、その内容は2年間の実務経験に相当するものなのか。

日税連 実務修習制度は短期間に修習することを考えており、学生など若くして試験に合格した者が早く登録できるようにしていきたい。

全青税 2年の実務経験と実務修習期間はイコールか。

日税連 期間の比較は難しい

が、能力を検定するわけで、期待するレベルに達すれば実務修習が終了すると考える。

全青税 2年の実務経験は必要ないという話なのか。

日税連 実務修習は毎月開催する訳ではないので、試験に合格してもすぐに税理士にならない場合があるので、逆に2年の実務経験があったほうが良いので両方あったほうが良い。

全青税 受験資格要件廃止について、現行制度のままで受験資格要件を廃止し、実務経験2年もいらないとすると、社会に対応できない税理士が現れ、国民に不利益を与えないか。

日税連 税理士試験に合格してくる人は、教養もあると考え

ている。

全青税 新規登録者数2500名相当の試験合格者維持なのか。

日税連 毎年2500名登録者というのは免除数も含めた毎年の登録者の数字である。現行と同じ制度である。急に増やすわけではない。2500名は合格者ではなく登録者数である。

全青税 試験方法として、短答式、論文式とどちらが良いのか全国青税の中では議論がまとまらない。PT内ではどのような議論がなされたのか。

日税連 現行方式を維持していくことで意見が一致している。受験科目の整理を検討している。申告納税制度になじまない試験科目は整理していく方向である。

税理士の信頼性確保について

全青税 研修受講の義務化について、研修は努力義務である。若い税理士を中心に受講率が上がらない中、努力義務から義務化になった理由は。

日税連 信頼性の確保から考えて義務化した。

全青税 義務化となると、懲戒の対象になるのか。

日税連 そういう意見もあるがそこまでは検討していない。PT内でも意見がまとまっていない。

全青税 研修に参加すると、寝ている人もいれば熱心に聴いている人もいます。研修は受ければ良いのか、受けた後レポート提出等を求めるのか。

日税連 今の所そこまでは考えていない。

全青税 会則ではなぜ信頼性の

確保ができないのか。法律でないと信頼性の確保ができない理由は。

日税連 法律で規定すれば会員を拘束することができるが最終的な結論は出ていない。

全青税 登録時研修についてどうなのか。

日税連 登録時研修も義務化の中に含まれている。

税務支援について

全青税 税務支援のうち税務援助への従事義務を義務化することについて、地域によって従事量には差があるのが現状。これを法制化することで解消されるのか？税務援助は自発的に行うものであるので法制化はなじまないのでは。

日税連 税理士会の大小によって従事量は違って来るが、全ての会員が税務支援を義務的に行ってほしいので義務化した。

全青税 法制化は強制力を持たせるものか。

日税連 強制力が強くなる。

全青税 従事量に地域で差がある中で、法制化することについて懸念があるのでは。

日税連 国民納税者の信頼に応える為、無償独占、強制入会制度を維持するため。社会の要請に応えたい為に強制化したい。

全青税 税務支援と税務指導は明確に区分できないのでは。

日税連 税務支援について法律で義務化しようとしている。税務指導は現段階では法制化まで考えてない。

全青税 強制入会制度の面から税務援助については会則での義務化が良いのでは。

日税連 法律で義務化する。

全青税 P Tの中では法制化は強い意見なのか。

日税連 税務支援の義務化について、予測として他資格の自動付与で入ってくる方がたくさんいる中で、税務支援を義務化をすることでしっかりと対応していく。

全青税 税務援助は十分に達成されているはずなのにあえて法律化する必要はあるのか。

日税連 税務援助の対象者を拡大解釈し、給与所得者・年金受給者も対象者となる。今後義務化の議論の中で対応して行くために法制化する必要がある。

税理士証票について

全青税 税理士証票の位置づけを今後どのように変えていくのか。そのことについてどのような議論がなされているのか。現状、税理士証票は常に携帯し、調査時に提示しているが。

日税連 税理士証票の登録事項の変更があったのに、変更を行わない人もいるので、証票更新制度を設ければなくすことができる。写真が昔のまま身分証明書として機能するのかもしれないので証票の更新を行って行きたい。それと、更新時にチェック機能が働く。チェック機能が働けば、研修を受講してもらったり、税務支援にしっかり従事したり、会費の完納等、証票更新制度でしっかりやってもらえるのでは。

全青税 研修を受講しない、税務支援を行わない、会費を払わない者が、税理士証票を更新しなかった場合、どのような影響があるのか。

日税連 電子申告で利用する場合など業務に直結する可能性もあるので、証票を更新してくれるのでは。今のところ位置づけを変更する事はない。

池田日税連会長

今回は会則の変更ではない。法律の変更である。日本国の法律を改正することである。それを考えると、いくつかのハードルを越えなければいけない。P Tで議論をし、正副会長会、常務理事会で決めた。この全員賛成で決定したタタキ台について、7万人の会員の意見を聞き、3月に要望案を出します。その後行政との勉強会を1、2年開催し、その後主税局に上げ、その後国会に上がります。今回は政府提案として改正を行って行きたい。3-1-4問題について我々は国民を説得できるような理論構築をしなければいけない。

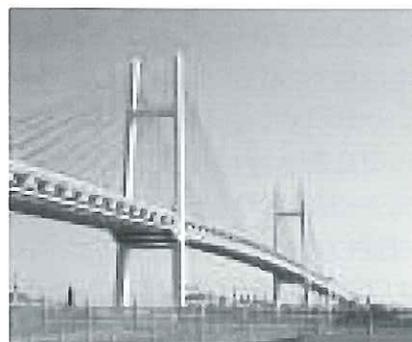
補助税理士について

全青税 補助税理士制度は税理士が独立しにくい制度ではないか、専従税理士制度とはどのようなものなのか。

日税連 事務所内事務所のイメージである。

以上で、約2時間の日税連との懇談会は終了しました。今回は「税理士法改正に関するP Tによるタタキ台」の内容を中心に、活発な議論が繰り広げられました。

(広報部 美濃島慎平)



横浜港

■ベイブリッジ

首都高速湾岸線として大黒ふ頭と本牧ふ頭を結ぶ全長860mの世界最大級の斜張橋。

全青神奈川大会へのお誘い

Let's Enjoy in KANAGAWA

全国大会実行委員長 城田英昭 (神奈川)

全国青年税理士連盟会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は例年にも増して暑くなりそうですが、夏休みのご予定はもうお決まりでしょうか。予定が決まっている方もそうでない方も、お盆前に一足早い夏休みをとって頂いて、神奈ブラ(?) というのはいかがですか・・・

4月から7月まで3カ月にわたり、各单位青税定期総会が開催されました。各青税の会員の皆様におかれましては、神奈川大会のPRでお邪魔しました我々神奈川青税のために、貴重なお時間を割いて頂き、また、手厚くおもてなし頂きまして、誠にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。さて、それぞれの定期総会をもって、旧執行部から新執行部へのバトンタッチも済み、新体制での青税活動もこれから本格化していく時期だと思います。と、その前に一息入れてみませんか? 今年の全国青年税理士連盟第43回神奈川大会は、大会を通して参加型とはしないで、見て・聞いて・感じて、そして楽しんで頂こうという内容になっております。どうしても参加型が好き、という方は定時総会に全力を尽くして下さい。

まず、前段ですが、パンフレットにも記載しました通り、日

税連の専務理事を3期6年にわたり務められ、現在は税理士法改正PT及び総合企画室の委員を務めるなど、長きにわたり精力的に日税連活動にご尽力されております、関東信越税理士会副会長の小林健彦氏をお迎えし、「What's 日税連」というテーマで講演会を開催致します。今、税理士会は税理士法改正一色となっておりますが、あえて日税連という税理士会にとっての根幹ともいえるべき組織について、実情そして今後の展望を探っていく時間としたいと思っております。そして、大会のメインイベントとも言うべき第43回定時総会は、坂田会長をはじめとする執行部が今年度の総括をし、新執行部が次年度の方向性を決定します。青税らしい総会にするためにも、激励も含めた発展的なご意見、ご質問を多数お待ちしておりますので、是非、ご参加下さい。

最後に、懇親会です。神奈川県は新幹線の駅が「小田原」と

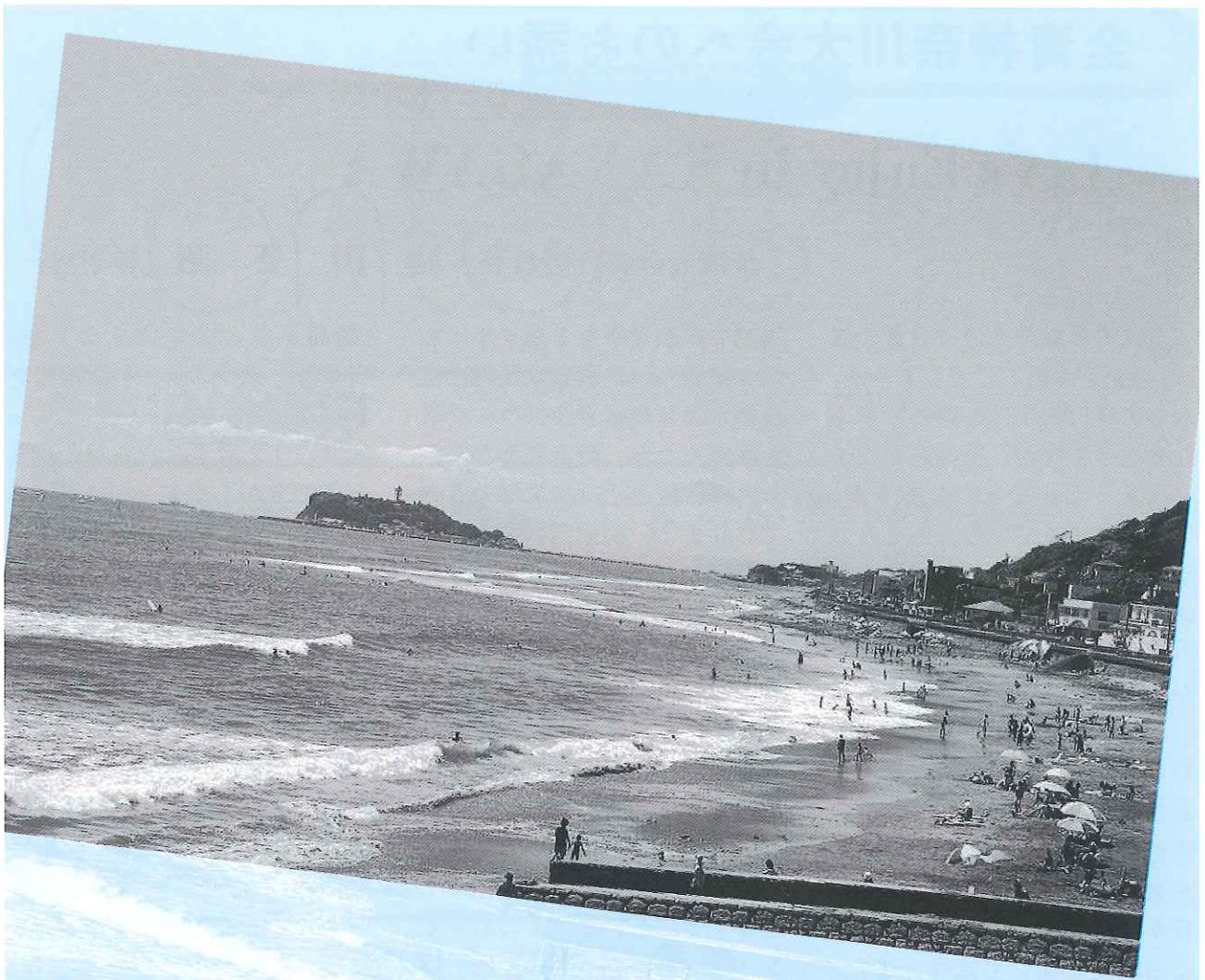
「新横浜」と2つありますが、実は密かに「湘南」新駅構想があることをご存じでしょうか。実現にはまだまだ時間がかかりそうですが、懇親会は「湘南」を含む3つの駅に沿って神奈川を感じて頂く内容となっております。オープニングは「小田原」です。全国的にはあまり知られていない地域ですが、これぞ小田原というオープニングを演出します。次に「湘南」です。湘南といえば「海」、言葉はそれだけで充分でしょう。最後は「新横浜」です。大会会場となっている新横浜プリンスホテルに於いて、大いに盛り上がり、それでいて何か懐かしい気持ちになって頂こうという企画をご用意しております。

普段は仕事に青税に大変お忙しい毎日を送っていることと思いますが、8月7日は、是非、神奈川にお越し頂き、ゆるやかな一時をお過ごしください。神奈川青税メンバー一同おもてなしの心でお待ちしております。

あとがき

広報部長に就任して早いもので1年がたちました。今号が私が編集する最後の広報誌となります。1年前は不安で一杯でした。でも全国の青税会員の皆さんに支えられて何とかやってこれました。ありがとうございました。また、原

稿依頼、写真依頼等にもお忙しい中、快くお受け頂きまして本当にありがとうございました。広報誌の記事にも有りますが8月7日は神奈川大会です。神奈川青税の方が一生懸命準備をしてくださっています。きっと熱く、楽しい大会になります。みなさん8月7日は神奈川に集合です! (美濃島)



全国青年税理士連盟

神 奈 川
第 43 回 大 会

2010年8月7日(土) 会場/新横浜プリンスホテル